

第 2 期新潟県五泉市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は令和 6 年 2 月現在における新潟県五泉市の行政区域とする。

面積は 35,191ha（※五泉市面積）である。

本区域は次の区域を含むものであるため「8 環境の保全のその他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・新潟県自然環境保全条例に規定する新潟県自然（緑地）環境保全地域
- ・自然公園法に規定する県立自然公園
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

なお、次の区域は本区域には存在しない。

- ・自然公園法に規定する国立公園、国定公園
- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・シギ・チドリ類渡来湿地
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地

(地図)

促進区域図



○促進区域（五泉市）

○県立自然公園（配慮する区域）

 奥早出・粟・守門

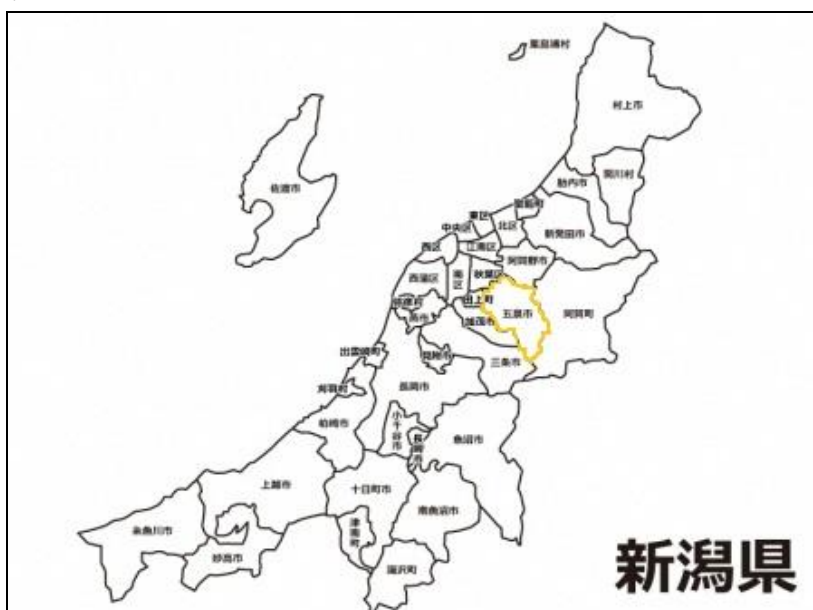
 阿賀野川ライン

○自然環境保全地域等（配慮する区域）

 { 愛宕山（緑地環境保全地域・鳥獣保護区）
護摩堂山（緑地環境保全地域）

 { 菅名岳ブナ-ユキツバキ群落（特定植物群落）
小山田の彼岸桜（特定植物群落）

○国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等については、五泉市全域となるため省略



（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

五泉市は、新潟県のほぼ中央部、新潟市の南東に位置しており、平成 18 年 1 月に隣接する五泉市・村松町が新設合併した人口約 4 万 7 千人（令和 5 年 3 月末現在）の地域である。「五泉」の地名は、その昔「5 つの泉が湧き出ていたから」、「5 つの川が流れていたから」など、様々な説が言い伝えられており、良質で豊富な水資源に恵まれ、古くから絹織物の産地として知られている。現存する湧水としては「吉清水」「どばしっこ清水」「どっばら清水」がある。

また、菅名岳・白山・日本平山などに代表される緑豊かな山々が広がる一方、早出川を代表とする河川流域は平野部となっており、市街地・田園が広がっている。肥沃な大地と自然の恵みの中で、米のほか、きめ細かな白肌と独特のぬめりで人気のサトイモ「帛乙女」（きぬおとめ）、県内最大の生産地である栗、大粒に実る銀杏といった数多くの特産物を生み出している。

こういった地理的条件などから、もち製造を主とする食品製造業が創業しているほか、清酒づくりには寒の入りから 9 日目の水が最も適しているといわれており、新酒の仕込み水を菅名岳中腹のわき水から運ぶ「寒九の水汲み」と呼ばれる行事も毎年開催されている。

② インフラの整備状況

新潟県と日本国内の各方面へは、早くから新幹線や高速道路が整備されており、交通体系が充実している。

高速道路網は、磐越自動車道が整備され福島県とつながり、東北自動車道を経由し東北圏、関東圏にアクセスしている。また、北陸自動車道ルートで関西方面、関越自動車道ルートでは関東方面へアクセスが可能となっている。

一般道では、国道 290 号・国道 49 号が市内・周辺域で主要道路として利用されている他、県道・市道も整備されている。

鉄道網は、本市を J R 磐越西線が運行しており、新津駅（新潟市秋葉区）～郡山駅（福島県郡山市）にアクセスしている。市内 5 箇所に停車駅があり、中でも市内中心部にある五泉駅が主要駅となっている。

空路・海路としては、同じく 1 時間圏内にて新潟空港・新潟港が立地しているため、高速道路の利用も含め、各地域への物流が可能となっている。

③ 産業構造

令和 3 年経済センサス-活動調査によると、五泉市の従業者 4 人以上の製造業のうち、全体の 52.7% が繊維産業であり、五泉といえば「織物のまち」「ニットのまち」と言われるほど、繊維産業が農業とともに基幹産業として、歴史的に発展してきた。

五泉織物は、今から約 260 年前の江戸時代に袴地「五泉平」(ごせんひら)を織り出したのが始まりである。良質な絹糸を丹念に操って撚りをかけ、織り上げる絹織物であり、水清らかな五泉ならではの独自の技術『濡れ緯』を開発し、緯糸を濡らして織ることによって、組織

くずれをおこさない緻密な織りと光沢、風合いを出している。

また、消費者ニーズに対応した洗えるシルク製品を開発するなど、新たな活路を見出している。

織物と並んで目覚しい発展を遂げたのがニット工業である。戦前からの絹織物、真綿加工、養蚕の時代から、戦後は真綿を撚ってチョッキを作るラップ業へと変わり、メリヤス横編み機の技術と縫製技術とがあいまって本市のニット産業の基盤が形成された。

その後、時代の変遷に合わせて絶えず設備の近代化や合理化、生産体制等の強化を積極的に推進したことにより全国屈指のニット産地となった。

さらに、昭和 20 年前後には医療用器具製造や医薬品製造を行う医療関係に携わる企業が進出し、戦後の本市経済の成長とともに歩んできた。近年では、新型コロナウイルス感染症の検査薬など国内需要の増加を背景とした工場増設等の設備投資を行っている。

④ 人口の分布

五泉市は大きく分けて五泉地区（32,004 人）、村松地区（14,927 人）とあり、総人口は 46,931 人である（人口は令和 4 年度末住民基本台帳による）。

10 年前の平成 25 年度末の 53,983 人と比較すると 7,052 人（13.06%）減少しており、今後も人口減少の進行が予想される。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

令和 3 年経済センサス-活動調査によると、本区域は、雇用者数の約 3 割、売上高の約 6 割、付加価値額の約 3 割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造となっている。歴史的にも長年受け継がれる技術・生産性を活かしたニット製品などの繊維産業や医療関連産業が製造品出荷額を占めている。さらなる高付加価値製品の開発、新たな設備投資、人材の確保・育成、事業拡大等を後押しし、ものづくり産業全体の底上げを図ることで生産性の向上と高付加価値化を目指す。

（2）経済的効果の目標

計画期間において各分野で新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額を創出する地域経済牽引事業を促進区域で 5 件（目標件数）創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.28 倍の波及効果を与え、促進区域で以下の付加価値を創出することを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	271 百万円	皆増

(算定根拠)

4,243 万円 (1 件あたりの平均付加価値増加額) × 1.28 (経済波及効果) × 5 件 =
27,155.2 万円 ≒ 271 百万円

平均付加価値増加額 【出典】令和 3 経済センサス-活動調査、平成 27 年産業連
関表からみた新潟県の経済

※ 第 2 期新潟県五泉市基本計画における現状の値は、新型コロナウイルス感染症等の
影響により特定の業種における数値が一時的に著しく増加しており目標値との比較に
おいて不適當であり、各承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記
載しない。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業を
いう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点か
らみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事
業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が
4,243 万円(新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額(令和 3 年経済センサス-活動調査))
を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内に
おいて以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の取引額が開始年度比で 10%増加
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 10%増加
- ③ 繊維産業・医療関連事業者の雇用者数が開始年度比で 28%増加
- ④ 促進区域に所在する事業所の雇用者給与等支給額が開始年度比で 24.5%以上増加

なお、(2)、(3)の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を
想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

該当なし

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

① 五泉市のニット・織物産業の集積を活用した繊維産業分野

② 五泉市の域内企業の医療関連の技術を活用した成長ものづくり分野

（２）選定の理由

① 五泉市のニット・織物産業の集積を活用した繊維産業分野

令和３年経済センサス-活動調査によると、五泉市の従業者４人以上の製造業のうち、繊維産業の事業所数の構成比率は全体の５２．７％、従業員比率は全体の２９％を占めている。また、令和３年新潟県繊維産地概要によると、本市のニット生産高は８,２４２,８７０千円で、新潟県全体における生産高１１,７８６,５８９千円の約６９．９％と、圧倒的なウェイトを占めている。

五泉ニット工業組合は、産地としての認知度を高めるため五泉ニットブランド化事業を開始しており、平成２８年からは工場見学などができるニットフェスを開催、平成２９年には、「GOSEN KNIT」ブランドマークを製作してＰＲを行った。その後オンラインショップを開設し、全国どこからでも製品を購入できるようにするほか、令和３年度には組合事務所のリノベーションを実施し、五泉のニット製品を購入できるショップやカフェ、コワーキングスペース等を備えた五泉ニット複合施設「LOOP&LOOP（ループアンドループ）」をオープンした。組合以外にも、各事業者が自社工場内などに店舗をつくってオリジナルブランド製品の販売を行うなどアパレルブランドに頼らない仕組みづくりを実施している。

五泉市の取り組みとしては、中小企業大学校の研修費を補助しており、過去５年間２９件の補助のうち、１１件が繊維産業であり、人材育成に貢献している。

自社ブランドへの取組や事業の高度化を進めるとともに、インフラ整備が整っていることから、国内ニット製品の拠点として新たな設備投資が出来るよう支援していくとともに、本区域における繊維産業の集積を効果的に活用し、地域全体への経済的波及効果を狙う。

② 五泉市の域内企業の医療関連の技術を活用した成長ものづくり分野

五泉市内には、ミズホ（株）やデンカ（株）が立地し、独自の技術を活用しワクチン開発、検査試薬の製造や、医療用器具製造を行っている。

具体的には、ミズホ（株）については、世界中の医療機関で愛用されている杉田クリップ（脳動脈瘤クリップ）をはじめ、各種インプラント製品や銅製小物、器械類の生産を行っている。杉田クリップは、弾性力、柔軟性及び高い生体適合性をあわせ持つ金属材料（チタン合金など）を用いて、小さくても強い血管閉鎖力があり、体内に長期間留置できる血管閉鎖クリップである。豊富な形状ラインナップ（134 種類）を取り揃えることにより、様々な形態の脳動脈瘤に対応している。ミズホ（株）の技術者により素材を探し出し、当時名古屋大学医学部の杉田虔一郎先生と共に試行錯誤を繰り返して完成させたものである。非磁性金属を材料に用いることにより、MRI 検査での高磁場環境下で使用可能であり、脳動脈瘤クリップ手術を行う多くの医療現場で採用されている。杉田クリップの国内シェアは約 70%、世界市場シェアは約 40%となるなど、約 50 か国で年間合計 10 万個を出荷供給しており、同製品により、グローバルニッチトップ企業 100 選に選ばれている。

デンカ(株)五泉事業所では、各種ウイルスのワクチン・検査試薬等を製造販売している。特にインフルエンザについてはワクチンと検査試薬の両方を製造できる国内唯一の事業所であり、国内トップシェアを誇っている。令和 2 年からは新型コロナウイルスの検査キット開発に着手し、通常開発から製造販売承認の取得まで最短で 1 年半から 2 年かかるところ、約半年で製造販売の承認を取得するなど、技術力の高さを証明している。令和 4 年には新型コロナウイルス感染症の影響で拡大する検査需要に対応するため、検査試薬の製造拠点である五泉事業所鏡田工場に約 110 億円の投資を行い、抗原迅速診断キットおよび検査試薬製品の生産能力増強を図ることを決定した。

また、デンカ（株）は国内初のがん治療ウイルス製剤の実用化に向けた大量生産法の開発に取り組んでおり、新しい分野を開拓する画期的な治療薬として期待できる。さらに、先駆け審査指定制度の指定を受け、早期に医薬品として承認されることが期待されている。また、今後、植物における遺伝子組み換えの技術を用いた、抗体やワクチン抗原等の高分子タンパク質を生産する技術を使うことで、安全に、低コストかつ短時間で高タンパク質の大量生産を可能とし、それによって従来法に代わる新たな生産技術、検査試薬に使われる抗体製造技術を獲得するなど、既存の製品・事業を強化していく。次世代、次々世代製品の研究開発を加速させて、事業拡大に取り組んでいる。

自治体の取組として、五泉市においては、中小企業大学校の研修費を補助しており、過去 5 年間 29 件の補助のうち、3 件が医療関連産業であり、人材育成に貢献している。また、工場等の増設の際に固定資産税課税免除の措置をしており、過去 5 年で 8 件申請があるうち、2 件が医療関連産業となっており、事業拡大において固定資産税課税免除を行い、支援している。

このように、域内企業においても更なる設備投資ができるよう支援していくとともに、生産性の向上と更なる高度化をめざし、医療関連産業の技術を活用して成長ものづくり分野における地域経済牽引事業の促進を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域経済牽引事業の促進を通じた地域の成長発展の基盤強化を図るに当たっては、事業者のニーズをしっかりと把握しながら事業環境の整備を総合的に行っていく必要がある。国の支援策の活用のみならず、事業環境整備の措置を洗練していくことが重要である。

(2) 制度の整備に関する事項

① 用地取得費の助成、固定資産税の課税免除、利子補給金の交付

企業立地の促進及び事業拡大への投資促進を図るため、一定の要件を満たした企業に対して用地取得費の助成、固定資産税課税免除、利子補給金の交付に関する条例を制定し、支援を実施している。

② 設備投資による奨励措置

五泉市は、産業の振興を目的とした設備投資に関して奨励措置を受けられるように条例を制定し、支援を実施している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 工業団地の情報発信

本市における既存の村松第二工業団地への進出を促すため、インターネットを通じて、売却・賃貸の情報、また条例改正等の情報の発信を行っていく。

② 新潟県工業技術総合研究所の情報提供（公設試）

地域企業に技術情報を提供するため、新潟県工業技術総合研究所が保有する研究成果等の情報をインターネットで公開する。

③ 新潟県オープンデータの提供

経済の活性化、新事業の創出に資するため新潟県オープンデータ利用規約に基づき、公共データを提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

新潟県においては、企業立地の促進を図るため、産業労働観光部産業立地課に事業環境整備の相談窓口を設置した。五泉市においては、商工観光課が事業者からの事業環境整備の相談窓口となり、提案を受けた場合は県関係部局、市関係機関で検討した上で対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 新潟県と五泉市の連携

ア 必要性

各種規制事項を始めとして、地域経済牽引事業に関する手続きについては、県と市の双方に関係する事項も存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図りな

がら対応する必要がある。

イ 地方公共団体等に期待される取組

市町村と連携の取れた県内企業への対応や、県外企業の誘致活動を実施するため、県内市町村の担当者会議等で情報共有を行う。

② 人材確保支援

ア 必要性

人口減少や就労スタイルの変化により、人材確保の重要性が増す中で、地域経済を牽引する事業者が必要とする人材（女性・若者・デジタル人材等）の確保と定着に取り組む必要がある。

イ 地方公共団体等に期待される取組

市では U・I ターン希望者に対する雇用や住居等の支援制度を設けるほか、オンラインでの移住相談窓口を設置する等移住支援を行っている。

③ GX の促進支援

ア 必要性

カーボンニュートラルの実現に向けて、環境への負荷の少ない循環型社会を構築する必要がある。

イ 地方教協団体等に期待される取組

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき五泉市地球温暖化対策実行計画を策定しており、市がグリーン購入を推進することで環境物品の需要を創出している。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度～10 年度（最終年度）
【制度の整備】	
①用地取得費の助成、固定資産税の課税免除、 利子補給金の交付	運用
②設備導入による奨励措置	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】	
①工業団地の情報発信	運用
②新潟県工業技術総合研究所の情報提供	運用
③新潟県オープンデータの提供	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】	
相談窓口の設置	運用
【その他】	
①新潟県と五泉市の連携	運用
②人材確保支援	運用

③GX の促進支援	運用
-----------	----

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては県と市に加え、公設試や産業支援機関、技術支援機関等、地域に存在する支援機関がそれぞれの効果を十分に発揮しながら連携を図っていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 中小企業大学校

業務の実践に活かせる知識や手法を習得できる各種の研修を実施しており、企業の技術力向上や経営者・従業員の能力向上を図っている。五泉市はその研修受講料を一部助成し、人材育成を支援する。

② 新潟県立新潟テクノスクール

「人材養成」・「再就職支援」・「学習企業支援」の三つを柱に、機械・電気・自動車整備・溶接等の分野での能力開発と、技術革新等による新たな関連技能を習得した人材を輩出することにより、集積を目指す産業が求める人材を供給する。また、企業に対し施設の貸し出しや指導員の派遣により、在職者の人材育成・開発を支援する。

③ 新潟職業能力開発短期大学校

2年制の専門課程により、機械やメカトロニクス、電気、電子、情報といった分野において、専門的実践実技能力の習得を重視した"ものづくり"教育訓練を行うことで、産業を支える人材を育成する。

④ ポリテクセンター新潟（新潟職業能力開発促進センター）

テクニカルオペレーション科、金属加工科などの技能訓練を実施し、実践的な人材を育成する。

⑤ 五泉商工会議所、村松商工会

商工業における経営に関する相談を行う。五泉市と連携して地域企業の経営能力向上のためのセミナー等を実施する。

⑥ 公益財団法人 にいがた産業創造機構（NICO）

設備投資、新規創業、新分野進出、経営革新、製品・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携等に対して、資金・情報ノウハウ・専門人材等の提供等により幅広い支援を実施する。

⑦ 新潟県工業技術総合研究所

企業の技術的な課題に対する相談や情報提供、製品開発等で必要な試験・検査・分析、企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等を行う。また、インキュベーション施設の設置、技術・経営支援等、立地企業を支援していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

五泉市は雄大な山々に囲まれ、また早出川に代表される清流など、豊かな自然と豊富で良質な水資源にも恵まれており、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしている。この優れた自然環境は本市の財産であり、さらに価値を高めて、次世代へ引き継ぐことが使命となっている。今日取り巻く環境問題を解決するため一人一人が環境保全に向けた行動を起こし、持続的な発展が可能で人と自然が共生できる社会の創造が必要という認識の下で、平成 18 年 6 月に「五泉市環境基本条例」を制定した。

そこで、企業による新規開発の際にあたっては、五泉市環境基本計画及び新潟県環境基本計画に基づき、本市の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、地域の環境特性に配慮する必要がある。

また、五泉市自然環境保全条例 7 条に規定する良好な自然環境を保全することが特に必要な区域においても同様に自然環境の保全に支障を及ぼすことがないよう配慮する必要がある。

新潟県と五泉市は、企業の事業活動に伴う生活環境への影響を軽減するため、関係機関と連携を図りながら、関係法令等に基づき、環境への汚染物質の排出や騒音、振動、悪臭の発生防止等に関して助言・指導を行うなど、促進区域における環境負荷低減に向けた取組を促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

また、促進区域の地域経済牽引事業の活動によって発生する廃棄物の減量化と有効利用を推進するとともにエネルギーの有効活用や省エネルギー対策の実施など地球環境の保全への配慮を促す。

事業者においては、県や市等の各種計画等との整合性を図り、必要な環境保全措置を講ずるとともに、必要に応じて環境保全に関する住民説明会や工場内の視察受け入れを行うなど、住民との相互理解を十分図っていく。

なお、1 (1) に記載したとおり、次の区域の整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行い、上記の諸計画と調和を図ることとする。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・新潟県自然環境保全条例に規定する新潟県自然（緑地）環境保全地域
- ・自然公園法に規定する県立自然公園
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

- ・国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

また、国立公園において地域経済牽引事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合には、事前に地方環境事務所へ相談することとする。

（２）安全な住民生活の保全

本市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会実現のため、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動にあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であり、当該条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

・防犯施設の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ・照明等の設置

・防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底

・従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等

・地域における防犯活動への協力

地域住民が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

・交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路標識・カーブミラー・視線誘導標の設置等

交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等

・不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における旅券等による当該外国人の就労資格の確認等

・地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治体等への事前説明や意見聴取等

・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

（３）その他

P D C A体制の整備等

毎年度末を目途に、新潟県及び五泉市により K P I などの実績について効果検証等協議を行い、本計画及び承認地域経済牽引事業計画の実効性を高めると共に見直しが必要な場合は、レビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行っていくこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「新潟県五泉市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。